

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年12月19日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年1月31日付け海建管第6319号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年2月4日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」理由で行った本件処分を取り消し、「海草振興局建設部用地課が同じ建設部の管理課に公図訂正同意を求めた決裁文書であるのが正しい。」の証明を求めるといものである。
- 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「作成又は取得していない」との主張は虚偽であり、平成 13 年海建第 7110 号は、知事が知事に対し公図訂正同意願い書を代理人が作成して提出したものについて起案した文書ではなく、「海草振興局建設部用地課が同じ建設部の管理課に公図訂正同意を求めた決裁文書であるのが正しい。」の証明を求める。
- (2) 実施機関の非開示該当性の説明は、何を説明しているのかが不明である。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求については、県の公文書開示担当課がそれぞれ異なるため、分割して対応することになった。実施機関は、開示請求書のうち、「②第 7110 号文書は、知事が知事宛に同意を求めた文書であるが、同じ海建の用地課が管理に求めた文書に変更した経緯についてわかる文書」の部分について特定した。

平成 13 年海建第 7110 号は、地図訂正申請者である和歌山県知事から里道水路管理者である和歌山県知事あてに提出された地図訂正同意願い書に対して、同意の可否について意思決定を行うための文書である。当時、地図訂正申請事務を担当していたのが海草振興局建設部用地課であり、里道水路の管理事務を担当していたのが同管理課である。平成 13 年海建第 7110 号の内容及び所管は上記のとおりであり、実施機関において当該文書を変更した事実はない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により本件処分を行った。

#### 第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

## 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、平成 13 年海建第 7110 号文書について同意を発出する者を知事から海草振興局建設部用地課へ、宛先を知事から同部管理課（現在の同部管理保全課）へと変更した経緯について分かる文書を請求していると認められる。

実施機関の説明によると、平成 13 年海建第 7110 号は、地図訂正申請者である和歌山県知事から里道水路管理者である和歌山県知事宛に提出された地図訂正同意願書に対して、同意の可否について意思決定を行うための文書である。当時、地図訂正申請事務を担当していたのが海草振興局建設部用地課であり、里道水路の管理事務を担当していたのが同部管理課である。以上のことから、平成 13 年海建第 7110 号についての内容及びその実務を行う所管を変更した事実はない旨説明する。なお、諮問第 69 号においても、実施機関は、平成 13 年海建第 7110 号について、同様の説明を行っている。

和歌山県行政組織規則（昭和 63 年和歌山県規則第 19 号）によれば、海草振興局は県の地方機関であり、同振興局に置かれた建設部に用地課及び管理課が存在し、土地等の登記に関する事務は用地課が、公共土木施設の管理に関する事務は管理課が所掌することとされており、知事から用地課、あるいは知事から管理課に所掌を変更したという事実はなく、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との実施機関の主張は、特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

## 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第 6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 26 年 2 月 12 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 3 月 6 日	○実施機関からの理由説明書を受理

平成 26 年 3 月 18 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 29 年 12 月 19 日	○審議
平成 30 年 1 月 11 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 3 月 6 日	○審議
平成 30 年 3 月 8 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 30 年 4 月 24 日	○審議
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 10 月 2 日	○審議
平成 30 年 10 月 17 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 19 日	平成 24 年 2 月 23 日付、用第 463 号審査会会長宛理由説明【(諮問第 69 号(海建総第 316 号)】非開示該当性について、に記載する①公図訂正申請書に関する決裁一連は第 7110 号文書であり、保存期間（5 年）に変更された理由と、保存期間 5 年文書(支出票)に同意書がもらえない理由のみなぜ付けられたのかがわかる文書の開示。②第 7110 号文書は、 <u>知事が知事宛に同意を求めた文書であるが、同じ海建の用地課が管理に求めた文書に変更した経緯についてわかる文書の開示。</u> 他の振興局は用地管理課しかないが海建だけが許される根拠を示す文書の開示。